

教育委員会提出議案

第 26 号議案

豊島区教育ビジョン検討委員会委員の委嘱について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 5 月 9 日

豊島区教育委員会教育長 金子 智雄

豊島区教育ビジョン検討委員会委員の委嘱について

次のとおり、豊島区教育ビジョン検討委員会委員の委員を委嘱する。

1. 根拠規定

豊島区教育ビジョン検討委員会運営要綱 第 3 条

2. 委員

別紙のとおり

3. 期間

委嘱または任命された日からビジョンが策定される日まで

(説 明)

豊島区教育ビジョン検討委員会運営要綱 第 3 条の規定に基づき、豊島区教育ビジョン検討委員会委員の委員を教育委員会が委嘱する。

別紙

豊島区教育ビジョン検討委員会 委員一覧(全19名)

氏名	所属等	委員種別
増渕 達夫	帝京大学教育学部教育文化学科教授 豊島区教育委員会第三者評価委員会委員 府中市教育委員会教育委員	学識経験者
藤平 敦	日本大学文学部教授 豊島区教育委員会不登校対策委員会委員長	学識経験者
福本 みちよ	東京学芸大学大学院教育学研究科 教授 豊島区教育事務の点検評価委員会委員	学識経験者
菅谷 哲史	区立小学校 PTA 連合会会長、巣鴨小学校 PTA 会長	区内関係団体代表者
小出 淳平	区立中学校 PTA 連合会、西池袋中学校 PTA 会長	区内関係団体代表者
松浦 和代	豊島区民生委員児童委員協議会主任児童委員	区内関係団体代表者
山元 俊一	豊島区保護司会会長	区内関係団体代表者
守口 幸恵	青少年育成委員会連合会幹事	区内関係団体代表者
百崎 薫	私立幼稚園連合会（長崎幼稚園園長）	区内関係団体代表者
齋藤 玲子	私立保育園園長会会長（みのり保育園園長）	区内関係団体代表者
下村 賢一	区民	公募委員
瀬能 理映	区民	公募委員
鳶 宮子	区民	公募委員
佐藤 洋士	区立小学校校長会会長	関係行政機関の職員
岡泉 美和子	区立中学校校長会会長	関係行政機関の職員
山野邊 暢	政策経営部長	関係行政機関の職員
田中 真理子	保健福祉部長	関係行政機関の職員
副島 由理	子ども家庭部長	関係行政機関の職員
澤田 健	教育部長	関係行政機関の職員

豊島区附属機関設置に関する条例（抜粋）

（任期）

第4条 委員の任期は、別表附属機関の欄に掲げる附属機関の区分に応じて、それぞれ同表委員の任期の欄に定めるとおりとする。ただし、再任を妨げない。

（中略）

別表（第3条関係）

（1）区長の附属機関

（中略）

（2）教育委員会の附属機関

附属機関	担当事務	委員の定数	委員の任期
豊島区教育に関する事務の点検・評価委員会	教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況についての点検及び評価に関すること。	3人以内	委嘱又は任命された日からその日の属する年度の末日まで
豊島区教育ビジョン検討委員会	豊島区教育ビジョン及び教育振興計画の策定に関すること。	19人以内	委嘱又は任命された日からビジョンが策定される日まで

豊島区教育ビジョン検討委員会運営要綱

平成 30 年 7 月 10 日
教育部長決定

制定 平成 26 年 7 月 4 日

改正 平成 20 年 7 月 10 日

改正 令和 5 年 4 月 19 日

(目 的)

第 1 条 この要綱は、「豊島区附属機関設置に関する条例」(以下「条例」という。)に基づき設置する「豊島区教育ビジョン検討委員会」(以下「委員会」という。)の運営について定めることを目的とする。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次の事項を検討し、その結果を豊島区教育委員会に報告する。

- (1) 令和元年 9 月策定の「豊島区教育ビジョン 2019 豊島区教育振興基本計画」の改定内容に関すること。
- (2) その他豊島区教育委員会が必要と認める事項に関すること。

(定数・組織)

第 3 条 委員の定数は条例に定めるとおりとし、次に掲げる者で組織し、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 区内関係団体代表者
- (3) 公募委員
- (4) 関係行政機関の職員

(委員の任期)

第 4 条 前条の委員の任期は、条例に定める日までとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長、副委員長を置く。

- (1) 委員長は委員会を招集し、会務を総理する。
- (2) 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する者とする。
- (3) 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(招 集)

第 6 条 委員会は委員長が招集する。

2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(開会・議決)

第 7 条 委員会は、委員の半数以上の出席をもって成立する。

2 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長が決定する。

(庶 務)

第 8 条 委員会の庶務は、庶務課において処理する。

(委 任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は委員会が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年7月4日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年7月10日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月19日から施行する。